

1. 基本方針

要支援認定者および事業対象者（以下「利用者」という）が「要介護状態となることをできる限り防ぐ」「要支援状態になってもそれ以上悪化しないようにする」ため、以下の取り組みを実施する。

- ・利用者が自分の介護予防、健康の維持・増進に意識を持ち、介護予防に対する具体的目標を設定し、目標達成へ向けて取り組めるよう支援する。
- ・生活の中で生じる困りごとを補うためのサービスを当てはめるだけではなく、利用者の自立支援に資するために、心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援する。

2. 実施上の留意事項

- (1) 介護保険法及び関係法令、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<厚生労働省令第37号>」やガイドライン等を含む)を遵守するとともに、これらに基づいて業務を実施する。
- (2) 大津市個人情報保護条例等を遵守し、住民の重要な個人情報の取り扱いに十分注意する。地域包括支援センター及びその業務の一部を委託されている居宅介護支援事業者が運営する指定居宅介護支援事業所（以下「委託事業所」という）においては、個人情報を記録した書類や情報端末の管理、介護支援専門員等が持ち出す磁気媒体について、個人情報の保護及び漏洩を防ぐ万全の措置を講じる。
- (3) 業務を実施するにあたり、各事業者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、あらかじめ利用者から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了承を得ておく。
- (4) 委託事業所においては、大津市と居宅介護支援事業者の間で締結する「介護予防サービス計画作成委託契約書」に基づき、中立・公正にその業務を実施する。
- (5) 委託事業所においては、大津市が採用しているブレインシステムに利用申請し、可能な限りWebによる請求事務を実施する。担当ケアマネジャーは、サービス利用前に利用票及び利用票別表を地域包括支援センターに提出し、事前に承認を受ける必要がある。これを以下、承認プランとする。
- (6) サービス利用希望者の住民票が大津市にない場合、住民票のある市町村（保険者）にその取り扱いについて問い合わせをする。